

# 第1回江東区外部評価委員会 会議録

日時：平成22年7月2日（金）19:00～20:00

場所：江東区文化センター6階第1会議室

## 【会議次第】

1. 開会
2. 区長あいさつ
3. 委員の紹介
4. 議題
  - (1) 委員長の互選について
  - (2) 所掌事項について
  - (3) 委員会の運営について
  - (4) 小委員会の設置について
  - (5) 行政評価システムの概要及び日程等について
  - (6) 区財政の現状と課題について
  - (7) その他
5. 閉会

## 【出席者】

### <委員>（敬称略・順不同）

木村 乃 藤枝 聡 桑田 仁 前田 瑞枝 山本 かの子 駒田 千代子  
トーマス 理恵

### <事務局職員>

政策経営部長（大井哲爾） 企画課長（押田文子） 財政課長（大塚善彦） 計画推進  
担当課長（小山田健一）

【傍聴者数】 0名

## 【議事概要】

### 1. 開会

#### ■事務局

それでは、定刻になりましたので、これより第 1 回江東区外部評価委員会を開会いたします。

私は、最初の進行を務めさせていただきます、政策経営部長の大井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、安念委員及び町田委員につきましては、本日所用のため、ご欠席でございます。

本日は第 1 回会議のため、委員長が選任されますまで、事務局において進行をさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、山崎区長よりごあいさつを申し上げます。

### 2. 区長あいさつ

#### ■区長

江東区長の山崎でございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、また、今回は外部評価委員会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

行政評価という考え方ができましたのは、10 数年前になります。区でもほかの自治体でも、かなり行政評価というものは努力してやってまいりました。しかしながら、内部の人間が評価する。自分たちでやったことを自分たちで評価するということがありました。そうしたことで本当の評価というものができるといえるのだろうかという課題がございました。そうしたことから、今回区では初めてでございますが、区民の皆様また学識経験者の皆様にご協力をいただいて、区の行政の様々な施策について評価していただくということになりました。

私は、昨年の長期計画策定の際も、区民代表や学識経験者などの様々な声を聞き、「みんなで作る伝統・未来」という基本構想の理念に則った計画といたしましたが、この計画を実施していくにあっても、区民や専門家の方々に様々な角度からご評価いただき、頂戴したご意見をできるだけ反映させてまいりたいと考え、今回、外部評価制度の導入を行ったところでございます。したがって、外部の目でしっかり見ていただきたい。我々自身、厳しい目で見られることが、職員にとっても励みになるし、緊張感を保つことになろうかと思っております。

多くの区民の声を基に策定した長期計画を着実に実現していくため、委員の皆様方には、是非とも活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

### 3. 委員の紹介

#### ■事務局

それでは続きまして外部評価委員会の委員のご紹介をさせていただきます。お手元の資料1に委員名簿がございますので、ご参照願います。また、恐縮ですが、お名前を呼ばれた委員の方は、ご起立のほどよろしく願います。

それでは、名簿の順に従いましてご紹介させていただきます。

(資料1に基づき紹介)

以上で、委員の紹介を終わらせていただきます。

なお、山崎区長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(区長退席)

次に、お手元の資料の確認をお願いします。

席上に配布いたしました「会議次第」に配付資料の一覧がございます。資料につきましては、右上に資料番号を付しておりますので、資料一覧とご照合いただき、ご確認をお願いしたいと存じます。資料に不足がございましたら、お申し付けください。

次に、委員皆様への委嘱につきましては、大変恐縮ながら、席上へ配付いたしました委嘱状をもって委嘱に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日はケーブルテレビの取材が入っておりますので、よろしくお願いします。

なお、本委員会の基本的な運営につきましては、お手元の資料2「江東区外部評価委員会設置要綱」に基づいて進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

### 4. 議題

#### (1) 委員長の互選について

#### ■事務局

それでは、「委員長の互選について」を議題といたします。

委員会設置要綱第5条では、「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する」と定めております。皆様からのご意見・ご提案をいただきたいと存じます。

#### ■委員

委員長には、本日ご欠席ですが、安念委員を推薦したいと思います。安念委員は、江東区の各種審議会の会長や委員を務められているとともに、行政改革に関する内閣府の会議の委員も務められるなど、行政評価関係に精通されていることから、当委員会の委員長として、適任であると思われませんが、皆さんいかがでしょうか。

(異議なし)

■委員

副委員長には、江東区教育委員を務められ教育分野にお詳しいとともに、行政の実務にも精通された前田委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

■事務局

それでは、ご異議がないようですので、安念委員に委員長を、前田委員に副委員長をお願いしたいと存じます。早速ではございますが、前田委員には、副委員長席にお着きいただきたいと存じます。

(前田委員副委員長席に移動)

では、前田副委員長にご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

■副委員長

前田でございます。副委員長という職を仰せ付かり、私で務まりますかどうか心配ではございますが、委員長のご指導の下、務めたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員長に選出された安念委員が、所用のためご欠席でございます。私といたしましては、本日の司会を、引き続き、政策経営部長にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでございましょうか。

(異議なし)

では、よろしくお願いいたします。

■事務局

では、僭越ではございますが、副委員長のご指示でございますので、副委員長に代わりまして、引き続き私が司会進行をさせていただきます。

(2) 所掌事項について

■事務局

続きまして「所掌事項について」を議題といたします。本件につきまして、事務局より説明をいたします。

■事務局

それでは、私から当委員会の所掌事項につきまして、ご説明いたします。資料 3 をご覧ください。

外部評価委員会では、江東区長期計画における施策の行政評価の実施にあたり、区民の視点に立った評価をいただき、それを踏まえまして、区長が各施策に対する最終評価を行うこととしております。この評価結果に基づきまして、施策の実施のあり方の見直しを図り、必要に応じて予算等への反映を図ることとしております。

■事務局

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

(なし)

(3) 委員会の運営について

■事務局

続きまして「委員会の運営について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

■事務局

それでは、私から当委員会の運営につきまして、ご説明いたします。資料 4 をご覧ください。

まず、本委員会につきましては公開でございます。ただし、次のいずれかに該当するときは、委員会を非公開とすることができるとしてしております。一つは、委員会において取り扱う情報が、江東区情報公開条例に規定される非公開情報に該当するとき。もう一つは、委員会を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき、でございます。これに該当すると認めるときは、委員長が委員会に諮り、委員会の全部又は一部を非公開とすることができるとしてございます。

次に傍聴の手続きでございます。4 の (2) の②にございますとおり、申込者が定員を超えた場合ですが、区民の方を優先することとし、区民で定員を超える場合は、区民での抽選により傍聴者を決定しまして、さらに定員残数がある場合は、区民以外の対象者全員での抽選により、傍聴者を決定いたします。

傍聴者の定員は 10 人といたしますが、会場の都合等により、委員長はその数を増減することができるとしております。

6 から 10 までは、その他の傍聴に関する規定を定めております。

11 は報道機関の取扱ですが、定員を超えた状況であっても、委員会を傍聴することができるという定めにしてございます。

12、13 ですが、この委員会では会議録を整えてまいります。自由な発言を妨げないため、発言者については氏名を記載せず、委員、事務局等の区別により記載を行うこと

としております。

また、会議録につきましては、確定後、区ホームページ等において公開してまいります。

最後に、後ほど詳しくご説明いたしますが、本委員会では、第2回以降、3班に分かれてのヒアリングを予定しております。その際には、本取り決めにございます「委員長」とあるものは、「班長」に読み替えることとしております。

■事務局

この件につきまして、何かございますでしょうか。

(なし)

(4) 小委員会の設置について

■事務局

次に、「小委員会の設置について」を議題といたします。

設置要綱第7条に、「委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮り小委員会を置くことができる」となっておりますが、皆様のご意見を伺いたいと存じます。

■委員

当委員会において各委員から活発なご意見を頂きながら、限られた時間の中で効率的に評価のとりまとめ等を行うために、小委員会を設置することを提案いたします。

小委員会の役割としましては、委員会で出された意見の整理や評価のとりまとめ、委員会の運営方法等について話し合う場として考えております。ある程度専門的な作業も想定されることから、安念委員、藤枝委員、及び私の3名にいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

■事務局

この件につきまして、何か質問はございますでしょうか。

■委員

先ほど説明にありました、小委員会として、3班に分かれたときの傍聴定員の10名という考え方はどのようになるのでしょうか。

■事務局

説明が不足しており申し訳ありませんでした。先ほど触れさせていただきました、班に分かれるというのは、第2回以降の委員会運営についてでございます。小委員会につきましては、委員会とは別に、実施するものでございます。第2回以降の班に分かれてのヒアリングにつきましては、後ほどご説明いたしますが、日程が重ならないようにしておりますので、傍聴者につきましては、各班の各回ごとに10名の定員を設けるという取り扱いになります。

では、当委員会としては、委員会で出された意見の整理や評価のとりまとめ、委員会の運営方法等についての調査研究を、小委員会に付託いたしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

それでは、決定させていただきます。

#### (5) 行政評価システムの概要及び日程等について

##### ■事務局

次に、「行政評価システムの概要及び日程等について」を議題といたします。事務局より説明いたします。

##### ■事務局

それでは、資料 5 をご覧ください。

資料の 5 ページをおめくりください。

行政評価制度につきましては、10 数年前から、各自治体においてその評価方法はさまざまでございますが、導入されてまいりました。江東区の行政評価システムの特徴でございますが、P.1～4 にお示ししてございますが、長期計画と連動する、毎年度の進行管理に組み込んで、施策・サブ施策・事務事業を網羅する評価制度となっております。お手元に長期計画をお配りしておりますが、その進行管理にもこの行政評価システムを活用することとしております。ただし、この間の評価が内部評価にとどまっていた客観性・透明性に欠ける、また評価の結果と予算編成の関係が不明確であるといった課題がありました。こうした課題に対応するために、新たな長期計画のスタートに合わせて、行政評価システムの見直しを行いました。

6 ページでございますが、ここに旧の評価の仕方、そして新たな評価のプロセスを掲載しております。こういった形できちんと内部・それから外部の評価を頂戴して、さらに内部における最終評価を行い、長期計画推進委員会という副区長以下実務者を置いた委員会を設置いたしまして、外部評価でいただいた評価をこういった委員会、それから経営会議という首脳部による会議体において検討を行い、最終的には区的意思決定機関である庁議において確定するという流れを定めました。

8 ページをご覧ください。当委員会についてご説明をさせていただきます。構成につきましては、本日おそろいの通りでございます。学識経験者、評価の実務に精通された方、それから公募区民の方、各 3 名の 9 名で構成されております。

評価対象としましては、長期計画に定める施策としておりまして、2 年で全施策の評価を行うこととしております。今年度は 18 施策、来年度は 19 施策の評価と行うこととな

ります。

10 ページをご覧ください。評価方法ですが、長期計画の前期期間、22 年度から 26 年度まででございますが、その方向性についてご議論・ご評価を頂戴したいと考えております。

実施方法でございますが、本日のガイダンス以降、一覧になってございますが、3 班に分かれていただいて、区職員からのヒアリングを実施していただきたいと考えております。

班分けの考え方としましては、評価経験者、学識経験者、区民の方が各班 1 名ずつ入られるような分けとしております。担当施策につきましては、長期計画の施策の大綱ごとに 1 班が「緑・環境、まちづくり」、2 班が「子育て・教育、計画の実現に向けて」、3 班が「産業・生活、健康・福祉」という割り振りをさせていただいております。

そして、各班のヒアリングの日程でございますが、日時・場所・対象となる施策・説明者につきましては、資料 6 にまとめておりますので、ご参照いただければと存じます。

各班によるヒアリングを実施していただきまして、最後に、第 5 回、8 月 31 日になりますが、全委員にお集まりいただき、評価内容のまとめを行うという日程になっております。

#### ■事務局

この件につきまして、何かございますでしょうか。

(なし)

### (6) 区財政の現状と課題

#### ■事務局

次に、「区財政の現状と課題」を議題といたします。事務局より説明いたします。

#### ■事務局

区財政の現状と課題につきまして、資料 7 により説明をさせていただきます。この資料 7 につきましては、参考 2「区財政の現状と課題 2010」をまとめた資料となっておりますので、予めご承知おきください。

まず、1 区財政を取り巻く現状についてですが、本区におきましては、平成 10 年度以降から人口が増加に転じ、平成 14 年度に 40 万人を超え、7 月 1 日現在で約 47 万人となっており、特に年少人口も増加していることが大きな特徴であります。そのような状況下において、これまでの 10 年間においては、本区の財政規模は拡大をしてきております。

歳入状況においては、本区の主要財源である特別区税と特別区交付金が歳入全体の 6 割を占めております。グラフで言いますと青色とオレンジ色です。



本区の財政においても、現在の景気低迷の影響により、本区の最も大きな歳入構成比を占める特別区交付金が平成 21 年度で 70 億円の減収となり、財政状況は一転して厳しい財政状況に直面しております。

また、この 10 年間の歳出状況はグラフのとおりですが、この 10 年間で歳出規模は 24.3% 増となっております。

特に、青の義務的経費のうち、赤の線にありますが、福祉関連経費である扶助費が、この 10 年間で 207 億円から 358 億円と大幅な増加となっております。その一方で、人件費においては、定員適正化計画のもと、平成 18 年度までの 10 年間で 1,010 名の職員の削減を行い、この 10 年間で 60 億円を超える削減となっております。

区財政の現状を端的に申し上げれば、本区の主要財源が減収するなかにあつて、歳出では、義務的経費である扶助費が増加するなど、財政運営の注意信号が点滅を始めた状況にあると考えております。

そこで、2 区財政の課題と今後の見込についてですが、この 3 月に策定しました長期計画に掲げる施策を着実に実現するため、今後 5 か年の歳入・歳出を国の経済見通しなどを参考として見込み、グラフ化したものであります。

その前提となる区財政の課題等ですが、長期計画では、10 年後の平成 31 年度の人口を 54 万人と見込んでおります。今後の人口増加、南部地域を中心とした公共施設の整備や既存施設の更新経費、更には子育て、高齢化対策、生活保護などの扶助費の増加への対応が求められます。そのためには、施策を着実に実現できる財政基盤を構築することが課題となっております。

このような中で、今後 5 か年の歳入見込としては、区税・特別区交付金については、景気動向によっては区財政への影響が懸念されるところであります。また、これまで培ってきた基金・区債などの財政余力を活用することとしております。なお、今後の経済情勢や基金等の状況などにより、財政計画の適宜見直しを図り、健全財政の維持に努める必要があります。

歳出の見込みについては、歳出規模の拡大が見込まれますが、特に扶助費の大幅な増加が見込まれるところであり、財政の硬直化への十分な注意が必要であります。また、投資的経費においては、施設整備等の優先順位により、適切な事業調整と財源の確保が必要となっております。

今後 5 か年においては、経済情勢や国の動向が不透明な中で、長期計画の実現による区民福祉の向上と健全財政の維持に取り組むこととなります。

裏面をご覧願います。裏面は、本区の財政指標等についてであります。

まず、積立基金と特別区債の状況ですが、積立基金は家計でいうと貯金で、特別区債は住宅ローンなどの借金のことです。景気・税収の状況や公共施設の整備などの行政需要により、大きく変動します。これまで、基金については、順調な景気状況や行政改革などの取組みにより、積立を行ってきたことから、平成 20 年度末では 754 億円まで増加

しました。一方で特別区債は建設債や赤字債の償還が進み、21年度では、260億円まで減少してまいりました。長期計画前期においては、公共施設の整備などにこれまで培ってきた基金・起債の財政余力を活用する計画となっており、前期計画の26年度末で、基金、区債残高が同額程度と見込んでおります。これが、直ちに財政運営上問題となるものではありませんが、基金、区債については、将来への貯えと後年度負担に十分に配慮した財政運営が必要となってきます。

2 財政健全化判断比率についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、平成19年度決算から議会、区民に公表することとなりました。本区においては、全ての指標において、早期健全化基準を下回り健全段階に位置しております。

具体的には、赤字比率については、本区の一般会計及び国民健康保険会計などの全会計決算において、黒字収支であること。また、実質公債費比率は区債の償還費などの借入金に対する区の実質負担割合が0.3%と低い水準であること。将来負担比率は、基金等の現在高が将来の負債額を上回っている状況であります。

しかしながら、現状は健全段階となっておりますが、他の財政指標と併せて、引き続き健全財政を維持することが、区民福祉向上のため必要不可欠であります。

3 経常収支比率ですが、本区において、最も重要な財政指標の一つであります。

適正水準を超えますと新たな行政需要への対応は困難となり、財政の硬直化につながります。本区は、平成16年度には適正水準まで回復しましたが、上昇に転じており、平成21年度の本区の速報値になりますが、82%と適正水準を超える状況にあり、更に、事業の優先度の徹底、効率化など、経常的な歳入に見合った、身の丈にあった財政運営に取り組むことが必要であります。

4 公債費比率については、低い水準にありますが、今後も償還費の後年度負担に十分考慮する必要があります。

最後に5 財政健全化に向けた今後の取組みですが、引き続き行財政改革への取組みとして、定員適正化やアウトソーシングの推進、新たな財源確保などの取組みを行っていく必要があります。なお、今年度においては、新たな歳入確保と区民の区政参画の推進を目的に、本区初の住民参加型市場公募地方債の発行を予定しており、財政面からも、区民の皆さんに参画、ご協力をいただくこととしております。また、新たに外部評価を導入させて頂くことにより、更に区民目線で評価、ご意見を頂き、予算編成への反映などを進めてまいります。

江東区の未来を見据えて、新基本構想、長期計画を実現していくためには、財政の健全性を確保しなければなりません。そのためには、行財政改革への不断の取組みが必要不可欠であります。

雑駁ではございますが、区財政の現状と課題についての説明は以上でございます。  
ありがとうございました。

■事務局

この件につきまして、何かございますでしょうか。

■委員

質問が基礎的で申し訳ないのですが、1番で特別区債の残高のご説明がございましたが、325億円までこれは増えるわけですね。しかし、4番でおっしゃった公債費比率、20年度には3.7%と低い水準にある、とそこまでおっしゃいましたけど、そうしますと、そのあと平成26年には逆にどんどん上がっていくことになるわけですね。

■事務局

公債費比率につきましては、財政規模に対して、公債費に一般財源をどの程度充当したかの割合により算出されます。よって、その増減につきましては財政規模がどの程度になるかによっても左右されますし、起債残高が増えるからといって、公債費比率が増加するとは一概には言えません。しかしながら、概算で今後の公債費比率を見込みますと、平成26年度までは概ね3%台を維持できるものと見込んでいます。

■委員

事業の予定としてこれだけの公債を、特別区債を発行しないとやっていけないという計画なわけですね。そうしますとさっきおっしゃった分母の状況が、今後の経済状況によってどんどん変化していくと、今の数字は維持できないかもしれないということなんでしょうね。

■事務局

起債については、これから江東区の場合は、南部地域を含めて例えば小中学校などの公共施設の整備が必要となってきます。いわゆる借金がすべて悪いかと言うと、公共施設の場合には将来の区民の方にも一定の負担をしていただくということで、多額の施設整備費を複数年度にわたり償還することで、負担の公平化という機能を果たしている部分もございます。

■事務局

他に、何かございますでしょうか。

(なし)

(7) その他

■事務局

最後に「その他」でございますが、若干事務局よりございますので、よろしくお願ひします。

■事務局

2点ございまして、参考資料といたしまして今事務局からご説明いたしました資料7の基の資料となるのが参考2でございます。区民の方に分かりやすくという視点で作成し

ておりますので、お読みいただくとより理解を深めていただけるかと存じます。

もう1点は、参考資料1ということで、「江東区データ集-2010-」という資料をお配りしております。本資料は、本区の各施策の状況を知るうえでの基となる基礎データを収集した資料となっております。今後区職員からのヒアリングを行うにあたってのバックデータとして、ご活用いただければと考えておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

■事務局

この件について、何かございますでしょうか。

(なし)

5. 閉会

■事務局

これで本日予定されておりました議題は終了いたしました。

今回は、第1班が7月8日(木)、第2班が7月7日(水)、第3班が7月14日(水)、いずれも午後7時より行いますので、よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、第1回江東区外部評価委員会を終了いたします。委員の皆様、本日はありがとうございました。

以上